

鳥取県東部広域行政管理組合議会会議録

平成28年2月10日（水曜日）

議事日程（第1号）

平成28年2月10日（水） 午前10時0分開会 鳥取市議会議場

- 第1 議席の指定
- 第2 会期の決定
- 第3 常任委員の選任
- 第4 議会運営委員の選任
- 第5 議案第1号平成27年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第11号鳥取県行政不服審査会共同設置規約の制定についてまで（提案説明）
- 第6 組合行政一般に対する質問
18番 角谷敏男議員
- 第7 議案第1号平成27年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第11号鳥取県行政不服審査会共同設置規約の制定についてまで（質疑・委員会付託）

~~~~~

## 会議に付した事件

日程第1から日程第8まで

~~~~~

出席議員（18名）

1番 吉野恭介	2番 岡田信俊
3番 石田憲太郎	4番 秋山智博
5番 砂田典男	6番 金谷洋治
7番 桑村和夫	8番 谷本正敏
9番 川上守	10番 酒本敏興
11番 柳正敏	12番 船木祥一
13番 田村繁巳	14番 房安光
15番 上杉栄一	16番 橋尾泰博

17番 上 田 孝 春

18番 角 谷 敏 男

~~~~~

説 明 の た め 出 席 し た 者

|           |                 |           |
|-----------|-----------------|-----------|
| 管 理 者     | 鳥 取 市 長         | 深 澤 義 彦   |
| 副 管 理 者   | 岩 美 町 長         | 榎 本 武 利   |
| 副 管 理 者   | 智 頭 町 長         | 寺 谷 誠 一 郎 |
| 副 管 理 者   | 若 桜 町 長         | 小 林 昌 司   |
| 副 管 理 者   | 八 頭 町 長         | 吉 田 英 人   |
| 副 管 理 者   | 鳥 取 市 副 市 長     | 羽 場 恭 一   |
| 事 務 局 長   |                 | 東 田 義 博   |
| 消 防 局 長   |                 | 村 上 義 弘   |
| 会 計 管 理 者 | 鳥 取 市 会 計 管 理 者 | 勝 井 節 朗   |

~~~~~

事 務 局 職 員 出 席 者

書 記 長	鳥 取 市 議 会 事 務 局 長	河 村 敏
書 記 次 長	鳥 取 市 議 会 事 務 局 次 長	湯 谷 久 美 子
書 記	鳥 取 市 議 会 事 務 局 議 事 係 長	植 村 香 代 子
書 記	鳥 取 市 議 会 事 務 局 主 任	増 田 和 人

~~~~~

午前10時0分 開会

○房安 光議長 みなさん、おはようございます。

ただいまから、平成28年2月鳥取県東部広域行政管理組合議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

日程に先立ちまして、諸般の報告を行います。

監査委員から提出されました例月出納検査報告書は、お手元に配付のとおりであります。

そのほかに報告事項がありますので書記長に報告させます。

○河村 敏書記長 御報告いたします。

議員の異動についてです。智頭町選出議員の南肇議員から辞職願が提出され、地方自治法第126条ただし書きの規定に基づき、平成27年12月3日付けで議長より辞職を許可されました。欠員となりました智頭町議会選出議員につきましては、同日、同町議会において選挙が行われ、酒本敏興議員が選出されました。

以上、報告を終わります。

○房安 光議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

### 日程第1 議席の指定

○房安 光議長 日程第1、議席の指定を議題とします。

今回選出されました酒本敏興議員の議席は、会議規則第4条第2項の規定により10番に指定します。

### 日程第2 会期の決定

○房安 光議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から2月12日までの3日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○房安 光議長 御異議なしと認めます。したがって、会期は3日間に決定しました。

### 日程第3 常任委員の選任

○房安 光議長 日程第3、常任委員の選任を議題とします。

お諮りします。

欠員中の常任委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、10番酒本敏興議員を福祉環境委員に指名したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○房安 光議長 御異議なしと認めます。したがって、10番酒本敏興議員を福祉環境委員に選任することに決定しました。

### 日程第4 議会運営委員の選任

○房安 光議長 日程第4、議会運営委員の選任を議題とします。

お諮りします。

欠員中の議会運営委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、10番酒本敏興議員を指名したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○房安 光議長 御異議なしと認めます。したがって、10番酒本敏興議員を議会運営委員に選任することに決定しました。

### 日程第5 議案第1号平成27年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第11号鳥取県行政不服審査会共同設置規約の制定についてまで(提案説明)

○房安 光議長 日程第5、議案第1号平成27年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第11号鳥取県行政不服審査会共同設置規約の制定についてまで、以上11案を一括して議題とします。

提出者の説明を求めます。

深澤管理者。

[深澤義彦管理者 登壇]

○深澤義彦管理者 本組合議会定例会に提案いたしました諸議案の説明に先立ちまして、本組合の喫緊の課題であります新可燃物処理施設整備事業の取り組み状況について御報告いたします。

本組合正副管理者が一丸となって取り組み、今月6日、残る1集落から同意をいただくことができました。これにより、本事業は大きく前進するものと確信しています。

平成18年に現在の河原インター山手工業団地周辺を本事業に伴う環境影響評価の候補地として公表して以来、建設反対署名の提出や建設差止訴訟など様々な経過がありましたが、事業説明会の開催や先進施設の視察などにより本事業への御理解も着実に深まり、このたび全ての集落において同意の運びとなったものであります。国英地区の皆様には心から感謝申し上げます。今後も、地元の皆様の御理解御協力をいただきながら、早期着工を目指し、誠心誠意取り組んでまいります。

それでは、本定例会に提案いたしました諸議案につきまして説明申し上げます。

議案第1号の平成27年度一般会計補正予算につきましては、総額5,232万2千円、議案第2号の因幡ふるさと振興事業費特別会計補正予算につきましては、総額13万8千円の増額をそれぞれ行うものです。

これらは新可燃物処理施設の発電に伴う、売電を前提とした送電線の接続に係る工事費の精査によるものなど、事業費の確定に基づき計上しております。

議案第3号は平成28年度一般会計予算に関する案件です。予算規模は、47億9,667万8千円、前年度に比べ、5億3,632万円の減、増減率といたしましてマイナス10.1%の予算を計上しております。

その概要を申し上げます。総務費は、公会計導入に伴う固定資産台帳整備経費のほか、庁舎等管理事務費など義務的な経費を計上しています。民生費につきましては、介護認定審査会及び障害者総合支援審査会の運営などに必要な経費を計上しています。衛生費につきましては、各施設の大規模修繕経費、因幡浄苑で発生する汚泥の再資源化に伴う経費及び新可燃物処理施設の建設促進を図るための経費などを計上しています。消防費につきましては、新しい鳥取消防署東町出張所の供用開始に伴う旧庁舎解体関連経費及びアナログ無線停波に伴う無線局舎等の撤去経費などを計上しています。消防車両等につきましては、計画的に整備を行っており、水槽付消防ポンプ自動車1台、消防ポンプ自動車1台及び高規格救急自動車1台などの更新整備を行うこととしております。公債費につきましては、平成24年度に実施いたしました事業の起債償還に当たり、本年度から利子償還に加え、元金償還が始まることから2,106万2千円、前年度比6.0%の増となるものです。

議案第4号の平成28年度因幡ふるさと振興事業費特別会計予算につきましては715万6千円、前年度に比べ93万1千円の増、増減率といたしましてプラス15.0%の予算を計上しております。引き続き、東部圏域のPR事業を実施するとともに、鳥取・因幡観光ネットワーク協議会と連携し、広域観光を推進してまいります。

議案第5号は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、職員の任期を定めた採用及び給与の特例について新たに条例を制定するものです。

議案第6号は、地方公務員法に基づき、職員が外国で勤務等をする配偶者と生活を共にすることを可能にするため、職員の配偶者同行休業について新たに条例を制定するものです。

議案第7号は、地方公務員法の改正に伴い、再就職した元職員の現役職員への働きかけの禁止、再就職時の届出の義務付け等、退職管理の適正確保のため、新たに条例を制定するものです。

議案第8号は、地方公務員法改正に伴い、引用条項の修正、用語の整理等、所要の整備を行うため関係する条例を一部改正するものです。

議案第9号は、行政不服審査法の改正に伴い、情報公開及び個人情報に関する不服申立てについて審理員制度を適用しない等、所要の整備を行うため、関係する条例を一部改正するものです。

議案第10号は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取り扱いに関する条例の制

定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、所要の整備を行うため火災予防条例を一部改正するものです。

議案第 11 号は、行政不服審査法改正に伴い、不服申立てに係る第三者機関の設置が必要となるため、鳥取県と共同設置するための規約を制定するものです。

以上、今回提案いたしました議案について、その概要を説明いたしました。御審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

## 日程第 6 組合行政一般に対する質問

○房安 光議長 日程第 6、組合行政一般に対する質問を議題とします。

議長に発言通告書が提出されておりますので、発言を許可します。

18番角谷敏男議員。

[18番角谷敏男議員 登壇]

○18 番角谷敏男議員 私は、3つの柱で質問をいたします。

1点目は、可燃物処分場建設計画についてであります。まず、その1つがこれまでの取り組み、問題点、今後の課題についてであります。御案内のとおり、先日の新聞報道にありますように、この建設計画は全ての地権者集落の合意という状況になってきております。平成18年3月に処分場建設を2カ所から1カ所に絞り、八頭クリーンセンターの隣接地とする計画が突然明らかになって以来、住民の反対や司法の場への提訴など、住民と行政の間で地元説明などの取り組みに相当な時間が費やされてきました。私はこの建設計画については、ごみ処理と減量化など環境問題の解決等、それらの取り組みには住民の参加が必要であり、施設は1カ所で集約することはむしろ住民参加も関心も弱めることであり、地域内に複数の設置が望ましく、多くの住民に必要な施設と理解され、減量化対策の取り組みも協力が得られやすく、広域化、大型化はそれに逆行すると考えています。しかし、東部広域は圏域のごみ問題全体の解決という視点ではなく、処理施設という限定的な事業としか捉えず、計画の中心も地元対策に絞り、ごみ問題の解決が全住民にかかわる住民サービスに直結するという積極的な位置づけができず、また、1市4町による単独のごみ処理施設の運営から広域化に転換し、ごみ問題への関心を高めることもしていません。さらに、過去に地元が別組合と締結した協定の取り扱いと住民感情への理解の不足、特に東部広域の消極的な情報提供や説明不足もあり、関係住民から強い行政不信、また一部住民との鋭い対立を引き起こし、行政が同じ住民間での対立的な状況もつくり出しました。

私自身、一体こんな状態を行政がつくるのか、このやり方はおかしいと何度か強い憤りを持ったものです。今、住民側の控訴の断念の判断に至ったもとの、裁判まで提訴されたこの建設計画の取り組みの中で、東部広域は県による施設の大型化と広域化の推進の政策による計画推進に関して、何が問題であったのか、その問題点、そして今後に生かすべき課題をどう捉えておられますか、管理者の所見をお聞きをいたします。

2つ目には、送電線接続工事についてであります。昨年7月臨時議会では、当初の工事に関する地元を含めた市民への説明と公表について、事務局長は、中国電力が工事負担金受領後、適切な時期に地元に対して行うと伺っていること、東部広域としても必要に応じて同行するなどの協力をすると答弁でありました。中国電力はその後今日まで地元説明をしているのか、また、東部広域はどうか、まずお聞きをいたします。

もう1点目は、東部広域は独自にこうした送電線工事の計画を1市4町の住民、市民に広報を含めた情報提供や説明をしているのかお聞きをいたします。

3点目には、可燃物のごみの減量化の取り組みについてであります。この減量化対策の取り組みは現在計画の施設規模と発電事業にも関係しますが、施設に合わせたごみ収集と処理が行われることがあってはならないという視点が求められているという点もあり、質問をいたします。1つは平成25年7月に、県東部減量化の取

り組みのまとめが出されております。この中で、1人当たりの排出量の見込みが出されておりますが、27年度の見込みについてお聞きをいたします。また、同じ時期に第7期市町村分別収集計画書がつくられております。容器包装廃棄物9分類の計画、目標が3年ごとに見直しをするとありますが、排出量の見込みについてお聞きをいたします。

質問の柱の2点目は、消防庁舎整備基本方針についてお聞きをいたします。東部広域では、経年劣化する消防庁舎等の建物の耐震診断結果に基づいて、平成26年1月に消防庁舎整備基本方針を策定しました。耐震上問題のある9カ所の消防署と出張所などの中で、鳥取県庁のそばにある木造2階建て一部鉄筋コンクリート造の東町出張所の工事が終わり、今年度中に近くに改築移転することになっております。残りの8カ所とも、開設が昭和50年代前半であり、基本方針ではこれらの整備はいずれも建てかえが望ましいこと、優先度を十分考慮して順次整備を図ること、財源は、合併特例債、過疎債、緊急防災減災事業債の有利な財源活用による負担軽減を図ることが示されております。当面東町出張所に次いで整備するのは、優先度の高い岩美、八頭の消防署、用瀬、智頭の出張所となります。現在、これらの庁舎整備はどこでどのように検討が進められ、また具体的な見通しがあるのか質問をいたします。

次に、消防力の整備指針についてであります。消防庁が平成17年3月に全国の自治体に消防力の指針の告示を出しました。この中で、社会情勢の変化を踏まえ、住民の生命、身体及び財産を守る責務を全うするために消防力の充実強化を着実に図る必要があるとして、的確な対応ができるように消防力に関する種々の体制充実を求めています。この指針の位置づけが消防組織法第37条の消防長官による助言、勧告、または指導のうち、勧告であるとされております。まず、東部消防局はこの指針をどう受けとめ、体制充実の取り組みを進めようとしておられますか、お聞きをいたします。

最後、3点目は、正副管理者会議に関して住民、議会への積極的な情報提供について質問をいたします。この議会前に、正副管理者会議の内容をホームページで見ようと思っても、今回も見ることができませんでした。お聞きしたところ、会議が会されたのは1月25日ですが、ホームページのアップは2月中旬とのことです。議会も終わってしまうほど、本当に遅過ぎると言わざるを得ません。改善が必要ですが、いかがお考えでしょうか。

もう一つは、管理者会議の規程案がホームページに掲載されております。これは既に案ではなく、昨年1月の管理者会議で案が提案され決定し、平成27年2月1日から施行されています。その設置の目的は、組合規約第3条に規定する事務に関して、その重要事項等を協議するために設置するとして、第2条で協議事項を示しています。しかし、ホームページにおける東部広域の概要・沿革のサイトでは、この会議の性格について管理者及び副管理者で構成する意思疎通と情報共有を行う任意の会議と説明されています。既に設置から1年を経過しております。こうした事実上意思決定機関であり、より正確な表現に改善すべきであります。いかがお考えでしょうか。以上、登壇での質問を終わります。

○房安 光議長 答弁を求めます。

深澤管理者。

[深澤義彦管理者 登壇]

○深澤義彦管理者 角谷議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、可燃物処理施設整備事業について、候補地選定から現在に至る取り組みに関して問題点、また今後を生かすための課題についてどのように考えているのかといったお尋ねをいただきました。この可燃物処理施設整備事業は、御承知のように当初東部圏域で2施設を建設する計画で進めておりましたが、平成18年に1施設とすることとなりました。その際に国英地区が建設候補地となった選定方法や理由について、関係地域の皆様

へ誠意を持って丁寧な説明がなされたのか、また、的確な情報提供がなされたのか、不十分な点があったのではないかと、こういった点について反省しなければならないと私は考えております。今後の課題といたしまして、可燃物処理施設の整備を東部圏域全体の問題として捉え、検討していく必要があること。また、圏域全体としてごみの減量化や啓発などの取り組みを進めていかなければならないことなどが課題と考えておりまして、構成市町の皆さんとも連携を一層図っていかなければならないと考えておるところであります。

次に、可燃物処理施設整備事業に関連いたしまして、送電線接続工事についてお尋ねをいただきました。この送電線接続工事について、工事主体である中国電力が適切な時期に地元へ説明を行って、東部広域も必要に応じて協力したいというようなことがあったが、地元説明等行われたのか、こういったお尋ねをいただきました。2月4日に開催されました中国電力による河原インター山手工業団地への送電線接続工事の地元説明会には、本組合も関係者として出席をしたところでもあります。なお、この可燃物処理施設に係る送電線接続工事の地元説明につきましては、近いうちに行うこととしております。

次に、この送電線接続工事について東部広域は1市4町の住民に対して、広報等を含めて情報提供等行っておるのかといったお尋ねをいただきました。新たな可燃物処理施設の計画におきまして、エネルギーの有効利用に貢献するため、ごみ焼却発電の計画について構成市町の広報誌や地元説明会等で周知に努めてきておるところでございます。なお、中国電力が地元に対して説明が行われる場合には本組合といたしましても同席をするなど、引き続き必要に応じて対応してまいりたいと考えております。

次に、可燃物処理施設整備事業に関連して、ごみ減量化等の取り組みについて何点かお尋ねをいただきました。まず、平成25年7月に策定をされた鳥取県東部のごみの減量化の取り組みについて、平成27年度の1人1日当たりの総排出量等の見込みについてお尋ねをいただきました。これにつきましては、事務局長よりお答えをさせていただきます。

また、第7期分別収集計画が策定されているが、容器包装廃棄物9分類の排出見込み、今後の取り組み等についてお尋ねをいただきました。これにつきましても事務局長よりお答えをさせていただきます。

次に、消防庁舎整備基本方針についてお尋ねをいただきました。本年度末に鳥取消防署の東町出張所が完成するが、消防庁舎整備基本方針の中では整備を急ぐ庁舎、岩美消防署、八頭消防署、智頭出張所、用瀬出張所があると。これらの整備について、どこでどのように検討を進めているのか、また、見直し等についてお尋ねをいただきました。平成25年12月に策定をいたしました消防庁舎整備基本方針では、東町出張所の次に早期に整備を要するものとして岩美消防署、八頭消防署、智頭出張所、用瀬出張所の4つの署所を上げておるところでございます。これらの庁舎整備につきましては、建てかえ用地が必要となることから、現在所在する市町において用地の確保に向けた検討を進めていただいております。今後、構成市町の副市長、副町長等で組織をしております検討会で調整を図りながら、計画的に庁舎整備を行ってまいりたいと考えております。

次に、消防力の整備指針に関連してお尋ねをいただきました。この消防力の整備目標を示す消防力の整備指針は、消防組織法に規定する消防庁長官の勧告となっておりますところではありますが、東部消防局はこの指針をどう受けとめて体制充実の取り組みを進めていこうとしているのかといったお尋ねをいただきました。この消防力整備指針は昭和36年に自治省消防庁から示された消防力の基準が、幾多の大災害等を教訓に一部改正等を経ながら、平成17年に名称を変えて消防庁長官の勧告として示されているものであります。この勧告は法的な拘束力はないものの、目標とすべき消防力の整備水準を示したものでありまして、地域の実情に即した適切な消防体制の整備を求めたものであります。東部消防局では、昭和53年の発足当時から構成市町に消防力の基準や整備指針についての御理解をいただきながら、消防施設、資機材、人員等の整備強化を図ってきたところで

ざいます。これからも地域の実情に即した消防力の整備強化を図り、安心安全なまちづくりに寄与していく所存であります。

次に、正副管理者会議の議事録のホームページアップが遅いのではないか、もっと速やかにするべきではないかといったお尋ねをいただきました。正副管理者会議の議事録につきましては、平成24年10月1日以降、会議資料とともに議事要旨という形で当組合の公式ホームページに掲載をしているところであります。ホームページへの掲載までには、テープ起こし等の作業がありまして、掲載まで2週間から3週間程度必要としておるところでございます。今後とも東部広域が行っておりますさまざまな業務を含めて、住民の皆様にとってわかりやすく、また可能な限り速やかに情報提供できるように努めてまいりたいと考えております。

次に、この正副管理者会議の性格について、ホームページの中で管理者及び副管理者で構成する意思疎通や情報共有を行う任意の会議というふうに説明をしているが、昨年2月に制定された正副管理者会議規程の設置目的の表現と異なっているのではないかと、こういったお尋ねをいただきました。正副管理者会議におきましては、これまでも当組合の予算案や条例案のほか、重要施策等を協議してきたところでありますが、平成27年2月1日に正副管理者会議規程を整備をいたしまして、その位置づけ等を明文化をしたところであります。ホームページ上での正副管理者会議の説明につきましては、組合が共同処理する事務に関し、その重要施策等を協議するため、管理者及び副管理者で組織する会議というふうにしたところであります。以上でございます。

○房安 光議長 東田事務局長。

○東田義博事務局長 私が答えます質問2点、お答えしたいと思っております。

まず、1点目の平成25年7月に策定された鳥取県東部のごみ減量化の取り組みについて、27年度1人1日当たりの総排出量の見込みはどうかという御質問についてお答えさせていただきます。鳥取県東部圏域における平成26年度の1人1日当たりのごみの総排出量の実績は、841.2グラムでございます。目標値は821.5グラムでございますので、2.4%の増となっております。平成27年度の総排出量の見込みにつきましても、平成26年度の実績及び平成27年度の目標値と比較し、微増で推移するものと見込んでおります。

次に、平成25年7月に鳥取県東部の第7期分別収集計画が策定されているが、容器包装廃棄物9分類の排出見込み等、今後の取り組みはどうかという御質問についてお答えいたします。鳥取県東部圏域における平成26年度の容器包装廃棄物9分類の排出量の実績でございますが、総量が6,190トンでございます。計画値の6,277トンに対しまして、1.4%の減となっております。なお、9分類のうち主なものの実績といたしましては、ペットボトルを除くプラスチック製容器包装、これが3,005トン、茶色のガラス製の容器748トンとなっております。また、平成27年度の排出見込みにつきましても、26年度の実績及び27年度の計画値と比較いたしまして、微減で推移するものと見込んでおります。再資源化や最終処分場の延命化を図るといった点からも、今後も継続して分別収集の徹底を図るなど、組織、市町と連携を図りまして、ごみの減量化への取り組みを進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○房安 光議長 角谷敏男議員。

○18番角谷敏男議員 それぞれ答弁いただきましたので、改めて次の質問をさせていただきたいと思っております。

可燃物の処分場の建設計画については、質問というよりは私の意見ということになるかもしれません。先ほど若干、管理者からの的確な情報提供など反省しなければならないということが述べられました。私はやはり鳥取市議会にも身を置いとるわけですけれども、東部広域は総じて今日まで、私の印象としては住民の声一つ一つを受けとめた対応とか、透明性を高める情報公開、適切な情報提供、また直接住民に説明する責任ある態度という点において、やはり疑問を持たざるを得ないところがあります。やはり住民からすれば、直接サービスは税負担などを含めて1市4町の行政が行うということもあって、関心や期待がそういうところに向く

わけであります。一方で、東部広域はその行政の影になった形で、なかなか行政の内容、役割が評価されにくい。逆に言うと、信頼もなかなか得られないというもの、そういう性格がいや応なしに僕は持たざるを得ないと思っております。ただ、消防や救急救命というのは、命に直結するという点では関心、期待もやはり一方強い業務もあると認識はしております。

今回の、やはりこの施設の問題について、地元だけじゃなくて全ての住民にとって何がメリットなのか、本当にどれだけ理解されているのか、どれだけ行政は努力しているのか。やはりこの問題では、私は当局と意見を異にしますが、複数設置の問題や機能としての売電設備など、考えは違うわけですが、しかしながらやはり住民が主体だというのが、やはり行政の基本理念また住民のために行政を行うという役割、そういう点から今後の問題に取り組んでいただきたいと思います。今後の課題の中で、ごみの減量化の問題も触れられております。この鳥取市の地域に可燃物の処分場を計画するという点であるわけですが、鳥取市においては住民基本条例、自治基本条例というものもあります。そういう視点から、やっぱり市民、住民が行政を見るわけですから、その点を改めて住民の視点をしっかり捉えて対応を望むものであります。以上、意見として述べまして、具体的にそうしたことに関連する質問を進めていきたいと思っております。

まず、送電線接続工事についてであります。この議会に補正予算が提案をされております。この追加の理由と事業内容について、説明をしていただきたいと思っております。

2点目は、先ほどの2点目に関係するわけでありますが、7月の全員協議会で説明資料が配付されましたけれども、これはやはり住民への情報提供として、最低ホームページには掲載をする、アップをしておくべきではないかと私は思うわけですが、この点について改善をしていただけないかどうかお尋ねをしておきたいと思っております。

それから、ごみの減量化の取り組みについてであります。これまでごみの減量化の問題を指摘をすると、やはり収集運搬は市町の基本的な業務だということで東部広域はまとめ役ちゅうか、数字のまとめ役、考え方の整理をする程度でありました。しかしながら、こうやって計画を東部全体でつくって、先ほど減量化の数値の見通しがありました。26年度でも、これは減量化どころかふえつつあるということでありまして。27年度についても、局長は微増じゃないかとおっしゃいました。しかし、当初計画は1人当たり、1日1人当たりは8.0グラムですから、8グラム減らなきゃならないわけで、一体これでどうなのかということでありまして。

それから、分別収集についても、これも目標値よりは1.4%減、いわゆる目標に達してないということが明らかにされました。こういう状況をあと27年度ももう残り数カ月でありますから、微増でいこうというところであります。そういうことで本当にいいのか、27年、28年度以降、また具体的な取り組みを明らかにしていただきたいと思っております。これは要望にしておきます。

質問は、ホームページには東部のごみ処理状況が公表されているわけですが、数値が23年度しかない。23年度までしかないわけでありまして。この点も、ホームページが全てじゃないわけですが、最新の情報を加えて更新されるべきではないかと思っております。この点、お尋ねをしておきたいと思っております。

次に、減量化に関して事業所ごみの取り組みについてであります。昨年の2月の定例会で策定されている一般廃棄物ごみ処理基本計画について、私は質問しました。事業所ごみの減量化について、この基本計画の中では企業の協力が得られる抑制策を進めると述べておられます。私は来年度以降の取り組みとともに、事業所の多い鳥取市の連携と具体策について質問いたしました。これに対して管理者は、従業員数おおむね100人以上の事業所訪問をして指導、助言すること。啓発については、構成市町の実情に合わせて実施することによって、きめ細やかな対策が講じられること。本組合も構成市町とこれまで以上に情報を共有しながら連携を図って、この問題にしっかり取り組んでまいりたいと考えると答弁をされました。では、この1年間どう情報共有し、

連携を図って成果が出ているのかお聞きをしたいと思います。

次に、質問の大きな柱の消防庁舎整備基本方針に関連して質問いたします。1点目についての答弁を踏まえまして、次にお尋ねしたいのは、消防力の整備指針に関してであります。示された基準によりますと、署所数は14カ所必要となっておりますが、2カ所不足しております。一昨年の2月議会での答弁では、消防庁舎整備検討会において消防活動が相互に補完できること、また管内の人口減少も見受けられることから、現在の12署所の配置を維持していくことが適当だとされたという答弁でありました。先ほどの消防力指針でも、地域の実情に即した適切な消防体制の整備を求め、この指針に定める施設及び人員を目標として必要な施設の人員を整備することになっております。施設面ではそうだとした場合、人員の配置はどうでしょうか。この点、お尋ねをしたいと思います。私の手元にある平成27年版の消防年報では、27年4月1日現在、人員全体数の基準は481名、現有数は322名、充足率67%で、159名の不足であります。警防要員である消防隊員、救急隊員、救助隊員、指揮隊員の全体数は、基準384に対して現有数258名で、充足率は67%、不足数126名となっております。ここ数年、充足率は少し引き上がり、特に通信員の配置は絶対数そのものがふえていることは、職員の健康管理、安全管理の上でも評価したいと思います。指針において、社会情勢の変化、高齢者社会の進展に伴う救急出動の増加や、救急業務の高度化による救助体制の充実強化が必要と述べております。東部広域管内も例外ではなく、人口減少と少子高齢化、住民の家族構成と地域社会の協力体制の弱まりのもと、ますます自然災害などにおける救急救命体制の強化が必要であります。この点についてどのようにお考えなのか、1点だけお尋ねをしておきたいと思っております。

大きな質問の3点目の正副管理者会議について、関連して質問をいたします。先ほどの答弁で、正副管理者会議の性格の云々については、はっきりと管理者は述べられなかったんですけど、私が通告してからこのサイトの管理者及び副管理者云々という表現が規定どおりに変更をされました。それは了としたいと思います。

次に、ホームページに関してですけれども、数年前に正副管理者会議のホームページへの掲載を求める、私は質問をいたしまして、1年後に再度要求してやっと掲載がされる、アップがされたという経緯があります。先ほど、テープ起こしに二、三週間かかるんだということをおっしゃいました。管理者は鳥取市長をしとられますけれども、鳥取市長の定例記者会見は数日、5日もかからないうちにアップされるわけでありまして、可能な限りということもおっしゃいましたから、少しこのテープ起こしについてもそんなにかかるわけじゃないわけでありまして、校正もするとしても1週間もあればできんことはないじゃないかというふうに思いますので、改めてこの点についてお尋ねをしておきたいと思っております。

それから、住民議会への情報に関して1点だけ質問をいたします。全員協議会に説明された内容も、やはり住民向けにホームページにアップする必要があるんじゃないか。それが先ほど管理者が言われる的確な情報提供の一つに、私はなると思います。先ほどの規約改定などの議題に関する資料は、適時議員にも積極的な情報提供をしていただけたらと思います。やはり、以前より東部広域ではこうした対応が余りになされない傾向を強く感じております。管理者の御所見をお伺いをしたいと思います。以上です。

○房安 光議長 深澤管理者。

[深澤義彦管理者 登壇]

○深澤義彦管理者 角谷議員の重ねての御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、このたびの追加予算の理由、事業内容についてお尋ねをいただきました。これにつきましては、事務局よりお答えをさせていただきます。

次に、平成27年7月、本組合議会の臨時会の全員協議会で説明資料が配付をされているが、これは住民への

情報提供としてホームページにアップをしておくべきではないかといったお尋ねをいただきました。この全員協議会で御説明をさせていただきました資料につきましては、平成27年7月8日に開催をいたしました正副管理者会議におきまして使用したものであります。これにつきましては、本組合のホームページで公表をしております。

次に、東部広域のホームページでの数値が、データが古いままであると。適切な情報提供が必要ではないかといったお尋ねをいただきました。これはごみの処理状況等のデータということでありまして、この鳥取県東部のごみ処理実績につきましては、平成26年度までの実績について早速更新を行ったところでございます。今後も適切な、また速やかな情報提供に努めてまいりたいと考えております。

次に、事業所ごみの減量化について、構成市町と情報共有しながら取り組んでいくというふうに答弁しておるが、どのように取り組んでおるのかといったお尋ねをいただきました。この事業所ごみの減量化につきましては、事業所が多く所在をしております鳥取市では、鳥取市ごみ減量等推進優良事業所認定制度、こういった取り組みはもとより、市内の食品関係の事業所が多数参加をされます食品衛生責任者講習会で指導、啓発を行うなど、事業所ごみの減量化への取り組みを行っているところであります。本組合といたしましても、これら各市町の状況について、組織市町の衛生担当課長会議等を通じて情報共有を行い、より一層緊密に連携を図り、ごみ減量化へ向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、消防庁舎整備に関連してお尋ねをいただきました。消防職員数が消防力の整備指針で示されている人員基準より大幅に少ないのではないかと。少子高齢化の進展等により、ますます消防救急救助体制の強化が必要だと思うが、この人員の確保についてどのように考えているのかと、こういったお尋ねをいただきました。

消防職員につきましては、平成25年度から本年度までに指揮支援隊の設置や指令センターの体制充実を図るため、21名の増員を図ったところであります。消防体制の整備につきましては、消防庁の消防力の整備指針を参考に地域の実情に即して行うことが重要であると考えておりまして、東部消防局といたしましては日々変化する消防情勢に即すことができるよう、現職員の知識や技術の向上などに努めることはもとより、再任用職員の活用なども視野に入れて、さまざまな方策により消防体制の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、情報提供等で幾つかお尋ねをいただきました。正副管理者会議の会議録のアップが遅いと、改善すべきではないかといったお尋ねをいただきました。この正副管理者会議の会議録につきましては、今後可能な限り速やかにホームページに掲載をできるように努めてまいりたいと考えております。

また、全員協議会で説明をさせていただきました内容等、住民の皆さん向けにホームページにアップしてはどうかと、また適宜議員に積極的に情報提供すべきではないかと、こういったお尋ねをいただきました。当組合の運営において透明性を高め、また住民の皆さんの声が届きやすいようにしていくことは大変重要なことであると認識をしております。従来から情報発信に努めてまいっておるところでございます。全員協議会で説明をさせていただきました事項につきましては、協議会に先立ち正副管理者会議で協議したものでありまして、その内容につきましてはホームページで公開をしております。今後も住民の皆様や議会に対して適切に、また迅速に情報提供を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○房安 光議長 東田事務局長。

○東田義博事務局長 送電線接続工事に伴います追加予算の理由と、事業内容はどうかという御質問についてお答えさせていただきます。

送電線接続工事負担金につきましては、平成27年3月に中国電力から事前提示額に基づき、昨年7月の臨時議会で2億円を計上させていただきました。予算措置がされたことによりまして、中国電力は詳細検討を開始され、昨年の12月に工事負担金は2億5,140万円という正式回答がございました。工事負担金の増額の理由と

いたしましては3点ございまして、1点は鳥取自動車道の横断部分と河原変電所付近の地中線工事、これが0.07キロメートルが追加工事となります。2点目としましては、住宅密集地以外の送電ルートに変更がございまして、架空送電線が0.5キロ追加となります。もう1点は、千代川の横断を行うわけでございまして、鉄塔の基礎工事が軟弱地盤であることがわかりまして、より強度のある特殊基礎とする必要があるということで、以上3点の理由に寄りまして、5,140万円の増額ということでこのたび所要額を補正計上させていただいております。以上でございます。

○房安 光議長 18番、角谷敏男議員。

○18番角谷敏男議員 幾つかちょっと要望を含めて発言をしておきたいと思いますが、先ほど局長から送電線の追加予算の説明がありました。1点言えば、これは今年の7月の臨時議会の全協の説明資料を読んでも、引き続き詳細な調査の結果、追加予算が生じるというようなくだりはペーパーには残っていません。当時そういうふうに言われたかどうかは、私も記憶にはないんですけども、中国電力の工事とはいえ市町が負担金として払うわけですから、この5,000万を超えるお金が追加で出てくるちゅうことについて、やはり中国電力からきちっとした説明がわかるように、住民に対してするような形でされるべきだと私は思います。局長に何か所見があれば、お答え願いたいと思います。

それからそれに関連して、管理者が正副管理者会議での資料をホームページでアップをしておるということでありました。私がやはり言いたいのは、可燃物処分場計画についてはそれだけのサイトがつくられているわけですね。わかりやすくすれば、そういうこともちゃんと載せる、送電線の工事についてはこれこれの内容でこれだけの金額ですよということもやはり、そういう配慮ちゅうよりは情報提供をしていただきたいと思っております。

情報提供については、もうまとめて言いますけど、やはりホームページをリニューアルをするということでも当初予算が通されておるわけですけど、何かやはり住民の知りたい情報がすぐわかるような状況になってない。体制の問題もあるかもしれません。その点で、ぜひ改善をしていただきたい。人の問題も含めて改善をしていただきたいと思っております。

それから、消防力の整備指針に関してであります。これからも地域の実情に応じてという答弁で、取り組むんだということでもあります。どの市町も人口減少対策に取り組んでおられるわけですけど、大切な命が一人でも失われないように防災、減災にも取り組んでいくことが必要だと思います。私は管理者会議のホームページを見とったら、事務職員の事務局ないしはそれに関する職員の増員計画が出ておりましたけれども、増員計画ですね。職員の配置、人数をどの程度するか出ておりましたけれども、やはり命を扱っている救急救命の分野についても改めて社会情勢の変化、その中での救命救急の役割を再検討をしていただきたい。これは要望であります。以上であります。

○房安 光議長 深澤管理者。

[深澤義彦管理者 登壇]

○深澤義彦管理者 角谷議員からの重ねての御質問、要望も含めていただきました。

まず、このたびの送電線の追加予算につきまして、もう少し中電のほうからきちっとわかるようにといったこととあわせまして、住民の皆さんに対して情報提供すべきではないかといったことで。これは事務局長のほうにお尋ねをいただいたように思いますので、これにつきましては事務局長より今後の対応について答弁をさせていただきますと思います。

また、ホームページのアップについて可燃物のサイトがつくられておるが、知りたい情報がすぐわかるように改善すべきであるといったお尋ねをいただいたところであります。これからも迅速、的確な情報提供、これ

は非常に重要なことであると私も思っておりまして、これからさらなる改善等に努めてまいりたいというふう  
に考えております。以上でございます。

○房安 光議長 東田事務局長。

○東田義博事務局長 重ねての御質問に対して、お答えさせていただきます。

送電線の接続工事の負担金でございますけれども、7月の臨時議会の時点では概算事業費ということで予算  
計上させていただいたわけでございます。その後、予算措置したということが担保となりまして、中国電力の  
ほうでは現地調査に入りまして、いろいろ送電線のルートとか工事の手法等、詳細な検討をされた結果、この  
たび5,140万円の増額ということになったものでございます。また、これらにつきましては、工事の詳細並び  
に工事の経費等につきましては、今後住民等にホームページ等でしっかりと情報提供させていただきたいと思  
っております。よろしく申し上げます。

○房安 光議長 以上で組合行政一般に対する質問を終了します。

**日程第7 議案第1号平成27年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第11号鳥取県行政  
不服審査会共同設置規約の制定についてまで（質疑・委員会付託）**

○房安 光議長 日程第7、議案第1号平成27年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第11  
号鳥取県行政不服審査会共同設置規約の制定についてまで、以上11案を一括して議題とします。

これより11案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○房安 光議長 質疑なしと認めます。

議案第1号平成27年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第11号鳥取県行政不服審査会  
共同設置規約の制定についてまで、以上、11案は審査のため、お手元に配布してあります議案付託表のとおり  
所管の常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は終了しました。本日はこれで散会します。

午前11時00分 散会

# 鳥取県東部広域行政管理組合議会会議録

平成28年2月12日（金曜日）

## 議事日程（第2号）

平成28年2月12日（金） 午前10時0分開会 鳥取市議会議場

第1 議案第1号平成27年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第11号鳥取県行政不服審査会共同設置規約の制定についてまで（委員長報告・質疑・討論・採決）

第2 閉会中の継続調査について

~~~~~

会議に付した事件

日程第1から日程第2まで

~~~~~

### 出席議員（18名）

|     |    |     |     |    |    |
|-----|----|-----|-----|----|----|
| 1番  | 吉野 | 恭介  | 2番  | 岡田 | 信俊 |
| 3番  | 石田 | 憲太郎 | 4番  | 秋山 | 智博 |
| 5番  | 砂田 | 典男  | 6番  | 金谷 | 洋治 |
| 7番  | 桑村 | 和夫  | 8番  | 谷本 | 正敏 |
| 9番  | 川上 | 守   | 10番 | 酒本 | 敏興 |
| 11番 | 柳  | 正敏  | 12番 | 船木 | 祥一 |
| 13番 | 田村 | 繁巳  | 14番 | 房安 | 光  |
| 15番 | 上杉 | 栄一  | 16番 | 橋尾 | 泰博 |
| 17番 | 上田 | 孝春  | 18番 | 角谷 | 敏男 |

~~~~~

説明のため出席した者

管理者	鳥取市長	深澤義彦
副管理者	岩美町長	榎本武利

副 管 理 者	智 頭 町 長	寺 谷 誠 一 郎
副 管 理 者	若 桜 町 長	小 林 昌 司
副 管 理 者	八 頭 町 長	吉 田 英 人
副 管 理 者	鳥 取 市 副 市 長	羽 場 恭 一
事 務 局 長		東 田 義 博
消 防 局 長		村 上 義 弘
会 計 管 理 者	鳥 取 市 会 計 管 理 者	勝 井 節 朗

~~~~~

事 務 局 職 員 出 席 者

|         |                         |           |
|---------|-------------------------|-----------|
| 書 記 長   | 鳥 取 市 議 会 事 務 局 長       | 河 村 敏     |
| 書 記 次 長 | 鳥 取 市 議 会 事 務 局 次 長     | 湯 谷 久 美 子 |
| 書 記     | 鳥 取 市 議 会 事 務 局 議 事 係 長 | 植 村 香 代 子 |
| 書 記     | 鳥 取 市 議 会 事 務 局 主 任     | 金 岡 正 樹   |

~~~~~

午前10時0分 開議

○房安 光議長 おはようございます。ただいまから、本日の会議を開きます。

報告事項がありますので、書記長に報告させます。

○河村 敏書記長 御報告いたします。

2月10日に開催された議会運営委員会におきまして副委員長に10番酒本敏興議員が選出されました。

以上、報告を終わります。

○房安 光議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 議案第1号平成27年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第11号鳥取県行政不服審査会共同設置規約の制定についてまで（委員長報告・質疑・討論・採決）

○房安 光議長 日程第1、議案第1号平成27年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第11号鳥取県行政不服審査会共同設置規約の制定についてまで、以上11案を一括して議題とします。

委員会審査報告書が議長に提出されております。

各常任委員長の報告を求めます。

総務消防委員長、16番橋尾泰博議員。

〔16番橋尾泰博議員 登壇〕

○16 番橋尾泰博議員 総務消防委員会に付託されました議案につきまして、本委員会での審査の結果を御報告します。議案第1号平成27年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分、議案第2号平成27年度鳥取県東部広域行政管理組合因幡ふるさと振興事業費特別会計補正予算、議案第3号平成28年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計予算のうち、本委員会の所管に属する部分、議案第4号平成28年度鳥取県東部広域行政管理組合因幡ふるさと振興事業費特別会計予算、議案第5号一般職の

任期付職員の採用等に関する条例の制定について、議案第6号鳥取県東部広域行政管理組合職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について、議案第7号鳥取県東部広域行政管理組合職員の退職管理に関する条例の制定について、議案第8号地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、議案第9号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第10号鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例の一部改正について、議案第11号鳥取県行政不服審査会共同設置規約の制定について、以上11案はいずれも適切な措置と認め、全会一致で原案のとおり、可決すべきものと決定しました。

以上、報告を終わります。

○房安 光議長 福祉環境委員長、12番船木祥一議員。

〔12番船木祥一議員 登壇〕

○12番船木祥一議員 福祉環境委員会に付託されました議案につきまして、本委員会での審査の結果を御報告します。議案第1号平成27年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分、議案第3号平成28年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計予算のうち、本委員会の所管に属する部分、以上2案はいずれも適切な措置と認め、全会一致で原案のとおり、可決すべきものと決定しました。

以上報告を終わります。

○房安 光議長 これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○房安 光議長 質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。通告により、発言を許可します。

18番角谷敏男議員。

〔18番角谷敏男議員 登壇〕

○18番角谷敏男議員 私は議案第1号平成27年度一般会計補正予算及び、議案第3号平成28年度一般会計予算について、反対をしますので討論を行います。

いまの広域化、大型化の可燃物ごみ処分場計画では、ごみの環境問題、ごみの処理、減量化を推進していくことにはなりません。住民の参加、協力なしでは解決しないこの問題は、住民の関心、理解が得やすく身近な減量対策が取り組みやすい施設が必要です。すなわち複数設置を基本に、減量化の計画の基に施設規模も検討されるべきです。しかし、現状でさえごみ減量化の取り組みは市町が中心で、東部広域がイニシアチブをとっていないもとの、大型施設を一カ所建設しても減量化が進むとは思えません。

また、高効率発電による売電のための送電線工事は、住民への説明や情報提供に関する中国電力を含めた取り組みは極めて不十分であり、この間の住民と行政の間で引き起こされた問題が生かされていないばかりか、この姿勢で減量化を取り組むと言われても、ごみ減量の具体的な目標や計画が予定通りには進んでいない現状を改善することにはなりません。全住民に責任を持つ当局と中国電力が改めて情報提供、住民の説明を行い、住民の参画のごみ処理行政にしていくべきであります。

以上、理由を述べて討論といたします。

○房安 光議長 以上で討論を終わります。

これより、採決します。

まず、議案第1号平成27年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算を起立により採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。本案について、委員長報告のとおり決定するこ

とに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○房安 光議長 起立多数であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号平成27年度鳥取県東部広域行政管理組合因幡ふるさと振興事業費特別会計補正予算を起立により採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○房安 光議長 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号平成28年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計予算を起立により採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○房安 光議長 起立多数であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号平成28年度鳥取県東部広域行政管理組合因幡ふるさと振興事業費特別会計予算を起立により採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○房安 光議長 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてを起立により採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○房安 光議長 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号鳥取県東部広域行政管理組合職員の配偶者同行休業に関する条例の制定についてを起立により採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○房安 光議長 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号鳥取県東部広域行政管理組合職員の退職管理に関する条例の制定についてを起立により採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○房安 光議長 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを起立により採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○房安 光議長 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを起立により採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○房安 光議長 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例の一部改正についてを起立により採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○房安 光議長 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号鳥取県行政不服審査会共同設置規約の制定についてを起立により採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○房安 光議長 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第2 閉会中の継続調査について

○房安 光議長 日程第2、閉会中の継続調査についてを議題とします。

お手元に配布してありますとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から会議規則第111条の規定に基づき、閉会中の継続調査申出書が議長に提出されております。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○房安 光議長 御異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

これで、平成28年2月鳥取県東部広域行政管理組合議会定例会を閉会します。

午前10時15分 閉会